

# IT 資産管理 by ジョーシス サービス利用規約

## 第 1 章 総則

(規約の制定)

### 第 1 条 規約の制定目的

当社は IT 資産管理 by ジョーシス サービス利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより、IT 資産管理 by ジョーシス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

### 第 2 条 本規約の範囲

1. 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。また、ジョーシス株式会社(以下、「ジョーシス社」といいます。)が提供するジョーシスサービスについては、契約者とジョーシス社との間でジョーシス社が定める「ジョーシスサービス利用規約(以下、「ジョーシス利用規約」といいます。)」に基づく契約が成立するものとし、契約者はジョーシス社からジョーシスサービスの役務提供を受けるものとしします。
2. 契約者とは、本規約に同意し、本サービスを利用する法人をいいます。なお、契約者は本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者(以下「利用者」といいます。)に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとしします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとしします。当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとしします。
3. 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとしします。なお、本規約の内容がジョーシス利用規約の内容と矛盾する場合には、本規約の定めが優先するものとしします。

### 第 3 条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

### 第 4 条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第 5 条 定義

本規約において用いる用語の意味は次の通りです。

- (1) 「IT 資産管理 by ジョーシス」とは、ジョーシス社が提供する契約者における社内情報システム管理業務の効率化を目的として提供する SaaS サービスを意味します。
- (2) 「本アプリ」とは、本サービスの提供のために当社が提供し、契約者又はメンバーが各自のスマートフォン等の機器にインストールして利用するアプリケーションを意味します。
- (3) 「SaaS」とは、「Software as a Service」の略であり、主として契約者が利用するデバイス及びソフトウェアを管理するための諸機能をネットワーク経由で提供するサービスを意味します。
- (4) 「デバイス」とは、パソコン、スマートフォン、周辺機器等の IT 機器を意味します。
- (5) 「ソフトウェア」とは、クラウドアプリケーション等のソフトウェアを意味します。
- (6) 「アカウント」とは、本サービスを利用できる地位、並びに当該地位をシステム上で認証するための ID 及びパスワードを意味します。
- (7) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。
- (8) 「当社ウェブサイト」とは、本サービス提供のために当社が運営するウェブサイトを意味します。
- (9) 「メンバー」とは、契約者が、当社が定める方法により、本サービスの利用に関するアカウントを付与した契約者の役員・従業員等を意味します。
- (10) 「マーケットプレイス」とは、当社ウェブサイト又は SaaS において、当社が指定する方法により、パートナーが契約者に対して直接本サービスの一部を提供することができる場を意味します。
- (11) 「パートナー」とは、マーケットプレイスにおいて、当社以外に本サービスの一部を提供することを当社が認めた事業者を意味します。
- (12) 「パートナー個別サービス」とは、マーケットプレイスにおいて、パートナーが自ら契約者に提供する個別のサービスを意味します。
- (13) 「利用情報」とは、契約者による本サービスの利用に関する情報(契約者が管理するデバイス・ソフトウェアのシステム情報、端末情報、ログ情報、Cookie 及び位置情報等を含みますが、これらに限られません。)を意味します。
- (14) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、改正後の規定を含み、以下「個人情報保護法」といいます。)において定義される個人情報を意味します。
- (15) 「利用料金」とは、第 14 条第 1 項において定義された「利用料金」を意味します。
- (16) 「プライバシーポリシー」とは、個人情報を含む利用情報の本サービスにおける取り扱いについて、利用契約の一部として当社が別途定めるものを意味します。

## 第 2 章 契約

### 第 6 条 申込みと承諾

1. 本サービスの利用を希望する場合は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社が定める一定の情報(以下「契約者情報」といいます。)を当社が定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。

2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する法人自身が行わなければならない、原則として代理人による登録申請は認められません。また、利用希望事業者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社は、第1項に基づき登録を申請した事業者が、本項各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
  - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
  - (2) 当社に提供された契約者情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (3) 過去に本サービス又は当社の他のサービスの利用の登録を取り消された者である場合
  - (5) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が合理的に判断した場合
  - (6) その他、当社が登録を適当でないと合理的に判断した場合
4. 当社は、前項その他当社の基準に従って申込者の登録の可否を判断し、登録を認める場合にはその旨を申込者にジョーシス社より通知します。かかる通知により本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約(以下「利用契約」といいます。)が契約者と当社間に成立します。

## 第7条 最低利用期間

1. 契約者は、第2項に定める期間(以下「最低利用期間」といいます。)内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金(以下、「途中解約金」といいます。)を一括して支払うものとします。
2. 前項の最低利用期間は、利用を開始する日(以下、「利用開始日」といいます。)を含む月の翌月1日から1年後までとします。第9条(契約者が行う本契約の解約)に定める解約の申し出がない場合、当社は最低利用期間を自動で更新するものとします。(例:利用開始日が2024年9月26日の場合、2025年9月30日までを契約期間とする。契約更新をする場合の契約期間は2025年10月1日~2026年9月30日)。

## 第8条 地位の譲渡

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利(利用料金支払請求権を除く)若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を第三者に譲渡(事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。)した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに契約者の契約者情報その他の顧客情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者はかかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

## 第9条 契約者が行う本契約の解約

1. 契約者は本契約を解約しようとするときは、解約希望日の 45 日前までにその旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。
2. 前項による解約が最低利用期間中である場合は、第7条(最低利用期間)の定めに従い途中解約金の支払いが発生するものとします。

## 第 10 条 当社が行う本契約の解約

1. 当社は、契約者が、本項各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該契約者について本サービスの利用を一時的に停止し、又は契約者としての登録を取り消すことができます。登録が取り消された場合、当然に利用契約は解除されるものとします。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 第11条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
  - (3) 契約者情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (4) 当社、他の契約者、メンバー、その他第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
  - (5) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (7) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
  - (8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (9) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (10) 解散したとき(合併による場合を除きます。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含みます。)を第三者に譲渡した場合
  - (11) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けた場合
  - (12) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (13) 6ヶ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
  - (14) 第6条第3項各号に該当する場合
  - (15) その他、当社が契約者としての登録の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。
4. 1項による解約が最低利用期間中である場合は、第7条(最低利用期間)の定めに従い途中解約金の支払いが発生するものとします。

5. 利用契約が終了した場合、契約者は、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

## 第3章 利用中止等

### 第11条 利用停止

1. 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。
  - (2) 本規約に反する行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第12条 利用中止

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合
  - (5) その他、当社が停止又は中断を必要と合理的に判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

### 第13条 禁止行為

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本項各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
  - (1) 当社、又は他の契約者、メンバーその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
  - (2) 当社、又は他の契約者、メンバーその他第三者に対する詐欺的又は脅迫的な行為
  - (3) デバイス・ソフトウェア又はパートナー個別サービスの発注又は購入をする意思がないにもかかわらず、発注又は購入依頼を行う行為
  - (4) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

- (5) 本サービスと同種又は類似のサービスを提供する行為
  - (6) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
  - (7) 法令又は当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
  - (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
  - (9) 本サービスに関し利用する情報を改ざんする行為
  - (10) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
  - (11) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
  - (12) 資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与をする行為
  - (13) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為
2. 当社は、本サービスにおける契約者による行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、本項各号に定める措置を単独で、又は複数組み合わせることで講じることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。
- (1) 本サービス上に保存されたデータの全部又は一部の削除
  - (2) 本サービスの機能の全部又は一部の利用の制限
  - (3) 本サービスの提供の中断又は停止
  - (4) 本契約の解除
3. 契約者は1項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
4. 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

## 第4章 料金等

### 第14条 料金及び支払い方法

1. 契約者は、本サービスの利用の対価として、別紙に定める本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます。)を、支払うものとします。
2. 利用料金の支払いは、別途当社が定める場合を除き、次のいずれかの方法のうち当社が指定する方法により行うものとします。いずれの場合でも振込手数料等支払いに要する費用は契約者の負担とします。
  - 月払い)有効期間中の毎月末日締め、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。
  - 年払い)利用開始日の翌月分から起算して1年間の利用料金を、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。
3. 契約者が利用料金の支払を遅滞した場合、契約者は年14.6の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

4. 本契約の解除、本サービスの利用若しくは提供の停止、中断又は終了その他いかなる場合でも、当社は受領済みの利用料金を契約者に返還せず、契約者は既に支払義務の発生した利用料金(支払時期の到来の有無を問わないものとします。)の支払を免れないものとします。
5. 当社は、経済情勢、公租公課等の変動により本件サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じた場合、利用料金を変更することができるものとします。利用料金が暦月の途中で変更された場合、変更された利用料金は、原則として翌月の初日から適用されるものとします。

## 第5章 本サービスの利用等

### 第15条 本サービスの利用・提供

1. 契約者は、利用契約の有効期間中、本規約に従って、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。契約者は、本サービスの利用に際し、デバイス・ソフトウェアの管理又はセットアップに必要な情報(ID、パスワード等)及び必要な備品等の提供など、本サービスの実施に必要な協力を行うものとします。
2. 契約者は、本サービスを契約者限りで利用の目的にのみ利用することができるものとし、有償無償を問わず、契約者が第三者に提供するサービス等に本サービスを組み込み、又は利用事業者が提供するサービスとして、もしくは付加サービスの一環として本サービスを利用する場合には、当社の事前の書面による承諾を得るものとします。

### 第16条 アカウントの管理

1. 契約者は、自己の責任において、アカウントを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
3. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. 契約者は、アカウントが盗まれ、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
5. 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
6. 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第17条 設備の負担等

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、スマートフォン、ソフトウェアその他

の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行うものとし、

2. 契約者は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとし、

3. 契約者は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、当社ウェブサイト又は本アプリ等からのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を契約者のコンピューター等にインストールする場合には、契約者が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないように十分な注意を払うものとし、

4. 当社は、契約者が本条第1項ないし第3項に違反したことによる、契約者が本サービス上において保存する情報の消滅、改変又は流出、その他本サービスに関連して契約者に発生した損害について一切責任を負わないものとし、

## 第 18 条 権利帰属

1. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者(ジョーシス株式会社を含みますがこれに限りません。)に帰属するものとし、また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとし、

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとし、

## 第 6 章 損害賠償等

### 第 19 条 契約者の賠償等の責任

1. 契約者は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。

2. 契約者が、本サービスに関連して他の契約者、メンバー、その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、契約者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとし、

3. 契約者による本サービスの利用に関連して、当社が、他の契約者、メンバーその他第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、契約者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

## 第20条 責任の制限

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。
2. 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、損害の事由が生じた時点から遡って過去12ヶ月間の本サービスにかかる利用料金の合計額を上限として、その責任を負うものとします。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

## 第7章 雑則

### 第21条 保証の否認及び免責

1. 本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、収益性の向上、完全性、最新性、継続性等を含め、一切保証を致しません。
2. 契約者は、本サービスにおいて収集、蓄積、保管されるデータ等(利用情報を含むが、この限りでない。)について、契約者は自らの責任でバックアップを保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切保証を致しません。
3. 契約者が当社から直接又は間接に、本サービス、当社ウェブサイト、本サービスの他の契約者、メンバー、その他第三者の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は契約者に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものではありません。
4. 契約者は、本サービスを利用することが、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、契約者による本サービスの利用が、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
5. 本サービスに関連して契約者与其他の契約者、メンバー、その他第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、契約者の責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
6. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、契約者情報の削除又は消失、契約者の登録を取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して契約者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

## 第 22 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、当社及び契約者が、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示された、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する情報のうち、開示の際に秘密である旨の明示がなされたものを意味します。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの、(6)契約者情報及び利用情報については、秘密情報から除外するものとします。
2. 当社及び契約者は、秘密情報を本サービスの提供又は利用の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 第 2 項の定めにとらわらず、当社及び契約者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
4. 当社及び契約者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第 2 項に準じて厳重に行うものとします。
5. 当社及び契約者は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

## 第 23 条 個人情報の取り扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

## 第 24 条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

1. 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。
2. 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

## 第 25 条 反社会的勢力の排除等

1. 当社と契約者は、自ら、自らの役員及び従業員等が、反社会的勢力等でないこと、及び資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていないことを表明し保証するものとします。
2. 前項に当社又は契約者が違反した場合、その相手方は利用契約を将来に向かって無催告で解除することができ、当該解除に伴う一切の損害賠償を相手方に請求することができるものとします。

## 第 26 条 契約者の協力義務

1. 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
  - (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
  - (2) 故障予防または回復のため必要な場合
  - (3) 技術上必要な場合
  - (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
2. 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

## 第 2 節 本規約に関する規定

### 第 27 条（氏名等の変更の届出）

1. 契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。
3. 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

### 第 28 条（第三者への委託）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 20 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

### 第 29 条（連絡/通知）

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

### **第 30 条（完全合意）**

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と契約者との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社と契約者との事前の合意、表明及び了解に優先します。

### **第 31 条（分離可能性）**

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

### **第 32 条（存続規定）**

第 4 条(本規約の変更)、第 11 条(利用中止)第 2 項、第 13 条(禁止行為)第 2 項、第 14 条(料金及び支払い方法)、第 15 条(本サービスの利用・提供)、第 16 条(アカウントの管理)第 3 項、第 17 条第 4 項(設備の負担等)、第 19 条(契約者の賠償等の責任)、第 21 条(保証の否認及び免責)第 5 項及び第 6 項、第 23 条(個人情報取り扱い)、第 25 条(反社会的勢力の排除等)第 2 項、第 33 条(準拠法及び管轄裁判所)、第 34 条(協議解決)の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第 22 条(秘密保持)については、利用契約終了後 1 年間に限り存続するものとします。

### **第 33 条（準拠法及び管轄裁判所）**

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第 34 条（協議解決）**

当社及び契約者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

附則(令和6年5月7日 CAS3サ 000400001215-01 号)

(実施期日)

この規約は、令和6年5月10日から実施します。

## 別紙

### 第1表 利用料金の適用等

本サービスにかかる利用料金の額は、別段の定めがない限り、次表に掲げる料金種別ごとの算定方法に基づき、算出されるものとします。

料金種別	提供条件・注意事項	金額
月額 利用料	<ol style="list-style-type: none"><li>従業員1名につき1ID（参照用IDは無償です。）の発行が必要です。利用料とは、右記に記載の金額に申込み時に登録したID数（以下、登録ID数という）を乗じた額をいいます。</li><li>料金は利用開始日の翌月分より発生します。（例：2024年9月26日が利用開始日の場合、2024年10月より料金が発生。）</li><li>申込み時に登録したID数が契約期間内に増減した場合、月額料金料への適用は契約期間更新後となります。</li><li>本契約を更新する場合、更新前の契約期間最終月の前月末日時点の登録ID数が契約更新後の登録ID数となり、それをもとに契約期間更新後の月額利用料を算出します。</li></ol>	600 円 / ID(税込) 660 円 / ID)
年額 利用料	<ol style="list-style-type: none"><li>従業員1名につき1ID（参照用IDは無償です。）の発行が必要です。利用料とは、右記に記載の金額に申込み時に登録したID数（以下、登録ID数という）を乗じた額をいいます。</li><li>料金は利用開始日の翌月分より1年間となります。（例：2024年9月26日が利用開始日の場合、2024年10月より1年間の料金が発生。）</li><li>申込み時に登録したID数が契約期間内に増減した場合、年額利用への適用は契約期間更新後となります。</li><li>4. 本契約を更新する場合、更新前の契約期間最終月の前月末日時点の登録ID数が契約更新後の登録ID数となり、それをもとに契約期間更新後の年額利用料を算出します。</li></ol>	7,200 円 / ID(税込) 7,920 円 / ID)